

福利厚生～健康管理

健康は大学生生活の出発点

医務室 本部棟2階 開室時間：平日の9：00～17：00

TEL：0152-48-3817

医務室とは



- 急病やケガの初期対応・応急手当をおこないます。
- 医師の在室時には、解熱鎮痛剤・整腸剤・湿布薬等を必要に応じて貰えることができます。
医師不在時にはお渡しできませんので、必要な薬は常備して置いてください。（薬を安易にあげたり貰ったりすると、体調を悪化することがありますので止めてください）
- 医療機関の紹介希望や健康について悩みや不安がある場合、気楽にご相談ください。

定期健康診断

安心して勉学やクラブ活動に専念できるよう学校保健安全法に定められ、必ず受けなければなりません。診断の結果、異常がある場合二次検査をおこない、状態によっては生活のアドバイスや医療機関の紹介をおこないます。

やむを得ない理由により、学校で定期健康診断が受けることができなかった場合は、医務室に来室ください。学校の定期健康診断日以外に健康診断を受ける場合の費用は自己負担になります。

健康相談

自分の身体の健康について何か不安があれば、すみやかに医務室で相談ください。また、心の不調や発達障がいについても相談ください。

◆学校医の健康相談◆ 日時：毎週木曜日 10:00～12:00

校医：医師 後藤田 明恵（後藤田医院）

場所：医務室（大学本部棟2階）

*上記以外でも医務室職員（看護師）が相談にのります

学生相談室

これから始まる学生生活の中では、さまざまな問題や悩みを直面することがあると思います。

●学校が面白くない ●自分の生き方や将来について不安 ●家族・友人・恋愛などの対人関係の悩み ●最近どうも気分が落ち込む ●発達障がい など

あなたと共に、あなた自身がよりよい問題解決のきっかけを見つけ出せるよう手助けをすることで、あなたが学生相談室です。お子さまに関して心配なことがある保護者の方も相談をお受けいたします。

◆カウンセラーの学生相談室◆ 日時：毎週火・木・金曜日 12:00～14:00（予約制）

TEL 0152-48-3817（予約は医務室の電話・E-mailで）

E-mail medical@bioindustry.nodai.ac.jp

*個人のプライバシー保護は適正に扱います

提供会社による電話相談も利用できます

「こころとからだの健康相談」 TEL0120-616055 24時間開設・年中無休

「ハラスメント相談」 TEL0120-576560 月～金曜日：9時～21時

土曜日：10時～18時 日曜日・祝日：1月1日～3日は休み

障害者手帳を持っているみなさんへ

皆さんの窓口になっています。学生生活において、困ったことがありましたら相談ください。

福利厚生～健康管理

インフルエンザと診断されたら

インフルエンザと診断されたら出席停止です。

医務室と学科・学年担任か研究室、又は担当ゼミ者に連絡ください。医務室で現在の症状を聞き取り、今後の手続方法について説明します。

授業出席前に医務室に来室してください。その際、「学生証明書」「印鑑」「インフルエンザと証明できる本人の名前のある薬の服薬説明書・抗インフル薬記載のある領収書・検査結果票のうちどれか一つ」と「健康チェックリスト（体温表）」を持参してください。

該当期間における授業（試験）の欠席については、試験等の受験資格認定の際に配慮します。

[医務室の連絡方法]

医務室：電話 0152-48-3817 **不在時は学生教務課**：電話 0152-48-3813

メール medical@bioindustry.nodai.ac.jp

予防接種について

下記に該当する人は母子手帳確認の上、医療機関と相談し予防接種を受ける事をお勧めします。

○麻疹・風疹…過去にかかった事がなく、幼少期（第1期）と中学1年生（第3期）または高校3年生（第4期）、2回の予防接種を受けていない人。

○流行性耳下腺炎・水痘に感染していない人。

○破傷風…オホーツクキャンパスは全ての学科に予防接種をお勧めしています。通常、11～12歳の時に定期予防接種を受けています。破傷風ワクチンの免疫持続は約10年間と言われていいますので、学生の間免疫が弱くなったり消失してしまう可能性がありますので、改めて入学前に破傷風ワクチンの接種をお勧めしています。

特に麻疹に関しては、次に該当する人はワクチン接種をお勧めします。

○過去に麻疹にかかったことがなく、一度もワクチン接種をしていない

○ワクチン接種の記憶が曖昧

○幼児期に1回だけワクチン接種を受けたが、中学1年（1996年4月～1997年3月の生まれの人）又は高校3年の時、受けていない（ワクチンの効果が消えていることが多いと言われている）

一人暮らしを始めるみなさんへ

●遠隔地被保険者証は医療機関受診時に必要です。常に持ち歩いてください。

●急な体調不良に備え（体温計や解熱鎮痛剤・総合感冒薬・胃腸薬などの薬
その他、救急バンソウコウ・マスク・冷却シート、爪切り 等）

●持病がある学生は主治医と今後の方針を決めましょう。

生活の制限が必要と医師から指示されている場合は、医務室に病状や生活制限を伝えてください。

感染症

特に予防すべき感染症について

2007年春頃、関東地方の大学を中心に麻疹（はしか）が流行し本学（世田谷キャンパス）学生にも麻疹患者が出て休校措置が取られ、そのための補講や課外活動、他施設での実習等に多大な影響が生じました。

このように大学での感染症の流行を防ぐために、大学が病気になった学生を出席停止にしたり、臨時休講にすることがあります。これは学校保健法での決まりがあり、いくつかの病気が下表のように指定されています。

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な病気	
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）	治癒するまで
第2種	空気感染なので放置すれば学校で広がってしまう病気	
	・インフルエンザ	発症した後5日が経過し、かつ、解熱した後2日間経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・下顎腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで消失するまで
	・風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核・骨髄炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	空気感染ではないが放置すれば学校で広がってしまう可能性がある病気	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス）	医師が感染の恐れがないと認めるまで

大学は集団生活の場であり感染症が流行しやすい環境です。感染症と診断されたら速やかに医務室に連絡し、医師の許可がおりるまで登校しないようにしてください（出席停止です。）

ハラスメント防止

ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。オホーツクキャンパスでも相談員を配置していますので被害を受けたなら遠慮なく申し出てください。

ハラスメントは次のように分けることができます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生または教職員が意図すると否にかかわらず、性差別的または性的な言動によって、学生を不快にさせる行為。学生または教職員が利益もしくは不利益を与えることを利用して、または利益を与えることを代償として、相手に性的な誘いまたは要求をする行為。相手の意に反して行われる「性的嫌がらせ」の言動をいいます。

具体的には、

1. 個人的な性体験を聞く
 2. 女性にカラオケのデュエットを強要する
 3. 女性の胸、お尻、腰などを触れる
 4. 異性のいるところで卑猥な話をする
 5. 立場を利用して無理矢理食事にさそう
 6. ストーカー行為をする
- 等が、あげられます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動または行為。

(3) パワー・ハラスメント

職場において、教職員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の就労意欲や就労環境を害する言動または行為。

●加害者にならないためには

個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。

●被害をうけたら

一人で悩まず、すぐ学内相談員に相談して下さい。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくこと客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。

ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合には、学則に基づき処分の対象となります。

●それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。相談員の氏名、学内連絡先は学生サービス課で確認して下さい。